

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）	（抄）	.....	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	（抄）	.....	11
○航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）	（抄）	.....	13



航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

（航空保安施設の検査等に係る手数料の額）

第六条 法第三百三十五条第十三号、第十五号、第十七号、第十九号又は第二十一号に掲げる者（同条第十三号に掲げる者にあつては、航空保安施設の設置の許可を申請する者に限る。）が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第五のとおりとする。

別表第五（第六条関係）

		納付しなければならない者		区分		手数料の額	
NDB（無指向性無線標識施設をいう。以下同じ。）	航空灯台	飛行場灯火	陸上空港等の飛行場灯火	計器着陸装置を利用して行う着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従って行う着陸の用に供するもの（以下「精密進入用灯火」という。）	二万九千六百円	三万九千五百円（電子情報処理組織により許可を申請する場合（以下この号において「電子許可申請の場合」という。）にあつては、三万九千五百円）	電子許可申請の場合にあつては、五千三百円
				夜間の着陸の用に供するもの（精密進入用灯火を除く。以下「夜間着陸用灯火」という。）	九千八百円	一万三千円（電子許可申請の場合にあつては、九千八百円）	
		その他の飛行場灯火	その他のもの		一万三千円		



	VOR		NDB	航空灯台				
	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の飛行場灯火	その他のもの	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	機を使用するとき その他の場合
	十二万七千六百円（電子検査申請の場合にあつては、十二万七千二百円）	百七十五万四千百円（電子検査申請の場合にあつては、二百三十七万八千二百円百七十五万三千七百円）	十一万二千九百円	五十万百円	九万五千二百円	十一万五千円（電子検査申請の場合にあつては、十一万四千六百円）	百二万五千二百円（電子情報処理組織により検査を申請する場合（以下「電子検査申請の場合」という。）にあつては、百二十四万六千三百円百二万四千八百円）	十四万六千百円

三 航空保安施設について法第四十三條第二項において準四十二條第一項の検査を受けようとする者									
飛行場灯火		衛星航法補助施設		DME		計器着陸装置		グラインドスロープ装置を含む場合	
精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を精密進入用灯火に変更した場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他の場合	
夜間着陸用灯火を精密進入用灯火に変更した場合		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他の場合	
その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合		その他の場合	
十五万七千五百円		百八十万六百元		七十四万七千八百円		十三万四千四百円		五十一万二千二百円	
百七十八万五千元		十七万三千百元		十六万八千七百円		百十三万四百円		二十一万四千三百円	
								二百九万二千六百元	

						精密進入用灯火及び夜間着陸用灯火以外の陸上空港等の飛行場灯火を夜間着陸用灯火に変更した場合	
		その他の場合					
その他の場合	進入灯の検査が含まれる場合	その他の場合	進入灯の検査が含まれる場合	その他の場合	進入灯の検査が含まれる場合	その他の場合	進入灯の検査が含まれる場合
航空機を使用し検査を行う場	その他の場合	航空機を使用し検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用し検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用し検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	航空機を使用し検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき
百四万五千円	十三万四千八百円		十三万四千三百円		百四万四千五百円	十三万四千三百円	百四十万三千二百円



四 航空保安施設について法第四十五條第二項において準四十四條第四項の検査を受けようとする者							
飛行場灯火		衛星航法補助施設		DME		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき	
陸上空港等の飛行場灯火		精密進入用灯火		その他の場合		その他の場合	
夜間着陸用灯火		その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合	
進入灯の検査が含まれる場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他の場合	
その他の場合		航空機を使用して検査を行う場合であつて、国土交通省の航空機を使用するとき		その他の場合		その他の場合	
六十一万九千四百円		七十五万三千九百円		九十一万八千九百円		十五万五千五百円	
十二万七千六百円		十四万三千二百円		十一万五千四百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千円）		四十九万六千二百円（電子検査申請の場合にあつては、六十五万七千七百円四十九万五千八百円）	

計器着陸装置		VOR		NDB		航空灯台	
その他の場合	グライドスロープ装置を含む場合	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の飛行場灯火	
						その他のもの	その他の場合
航空機を使用して検査を行う場	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	その他の場合	その他の場合	その他の場合
							その他の場合
三十九万五百円	十五万五千二百円	六十六万五千百円	十一万千六百円	七十二万四千七百円	十万四千円	二十二万六千六百円	八万七千六百円
							九万二千七百円
							十万八千二百円
							六十万円
							十二万七千六百円

		五 航空保安 施設について 法第四十 七条第二項 の検査を受 ける者			
		飛行場灯火		衛星航法補助施設	
		陸上空港等 の飛行場灯 火		D M E	
		精密進入用灯 火		航空機を使用して検査を行う場合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
		夜間着陸用灯 火		その他の場合	
その他の場合		進入灯の検査 が含まれる場 合		合であって、国土交通省の航空機を使用するとき	
航空機を使用し て検査を行う場 合		航空機を使用し て検査を行う場 合であって、国 土交通省の航空 機を使用すると き		その他の場合	
六十一万九千四百円		七十五万三千九百円		十二万五千九百円	
十二万七千六百円		十四万三千二百円		十五万五千五百円	
		九十一万八千九百円		十一万五千八百円（電子検査申請の場合にあつては、十一万五千四百円）	
				二十三万八千四百円（電子検査申請の場合にあつては、二十七万九千八百円二十三万八千円）	





(空港等又は航空保安施設の変更)

第四十三条 (略)

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、空港等の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る空港の設置者は、当該空港の供用を再開しようとするときは、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

5 (略)

第四十五条 (略)

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止した非公共用飛行場又は航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。

(空港等又は航空保安施設の管理)

第四十七条 (略)

2 国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一〇十二 (略)

十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者

十四 (略)

十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者

十六 (略)

十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者

十八 (略)

十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者

二十 (略)

二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者

二十二 (略)

○航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄）

第三条 航空法第三十八条第一項の航空保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。

- 一 航空灯火（航空障害灯を除く。）
- 二 NDB（無指向性無線標識施設をいう。）
- 三 VOR（超短波全方向式無線標識施設をいう。）
- 四 タカン
- 五 計器着陸装置
- 六 DME（距離測定装置をいう。）
- 七 衛星航法補助施設